

青森県工事材料事前審査要領

平成15年2月19日制定
平成15年5月 1日改正
平成16年4月28日改正
平成24年4月 1日改正
平成25年4月 1日改正
平成26年4月 1日改正
平成29年4月 1日改正
平成30年4月 1日改正

(総則)

第1条 「青森県工事材料事前審査」は、農林水産部、県土整備部に所属する公所（以下、「発注者」という。）が発注する工事（以下、「県発注工事」という。）において、工事に使用する材料のうち、汎用品材料（コンクリート製品、石材類、アスファルト混合物、生コンクリート）について、あらかじめ申請のあった材料の品質規格等を県が審査することにより、受注者が個別工事毎に発注者に提出することになっている品質規格証明書、試験成績表等の提出を不要とし事務の簡素化をはかるものである。

本要領は、工事材料事前審査にあたり、必要な事項を定めるものである。

(対象範囲)

第2条 本要領が定める工事材料事前審査の対象は、別紙ー1「青森県工事材料事前審査汎用品一覧表」に掲載された材料とする。

(申請者)

第3条 申請は、材料製造会社（工場）が行うものとする。ただし、資材販売会社の代理申請を認めるものとする。

(申請書等)

第4条 申請書の様式、提出部数及び提出先等は下記のとおりとする。

(1) 申請書類

① 土木工事における工事材料事前審査申請書（以下、「申請書」という。）（様式ー1（甲）、様式ー1（乙）、様式ー2）

② 添付資料 試験成績表等

なお、申請書及び添付資料の大きさは、原則としてA4とする。

申請書添付資料等については、青森県工事材料事前審査要領の運用による。

(2) 提出部数 申請書2部 添付資料1部

(3) 提出先 青森県総務部工事検査課（東青地域に所在する材料製造工場に係る申請にあつては工事検査課本庁、それ以外の工場にあつては、当該工場が所在する管内を所管する工事検査課駐在）。

(4) 見 本 申請書類提出時は、見本の提出は要しないものとする。

(申請書類受付け)

第5条 青森県工事材料汎用品一覧表のすべての材料について随時受付する。ただし、土曜日、日曜日、休日等の庁舎閉庁日は受付しない。

(審査及び審査済書の交付等)

第6条 工事検査課長は、審査後申請内容が適正な場合、「審査済書」を申請者に交付することとする。

2 工事検査課長は、申請に係る材料の品質規格等確認のため必要と認めるときは、提出資料の追加や当該製造工場を立入調査することができるものとする。

(審査済材料の有効期間等)

第7条

1. 石材類については、試験成績表の材料試験日から1年間とし、1年以内に岩石等採取認可期間満了となる場合は、採取認可末日までとする。
2. コンクリート製品、生コンクリート、アスファルト混合物の有効期間は審査済書交付の日から1年間とし、1年以内に岩石等採取認可期間満了となる場合は採取認可末日までとする。また、複数の岩石等採取認可を受けている場合は、先に来る採取認可末日までとする。
3. アスファルト混合物のうち、国の事前審査制度により認定された混合物を製造する工場の有効期間は、青森県工事材料事前審査汎用品一覧表掲載の材料についても国の認定期間と同じとする。
4. 審査済書の有効期間内に、材料、その他の変更により申請時と設計条件、配合等の見直しがあった場合は再申請を行うものとし、有効期間は、再交付の日から1年間とし1年以内に岩石等採取認可期間満了となる場合は、採取認可末日までとする。

(関係書類の保存期間)

第8条 関係書類の保存期間は、有効期間の終期から5年間とする。

(審査済材料の品質管理)

第9条 審査済材料が県発注工事で使用される場合の品質管理は、「青森県土木工事共通仕様書」等によるものとする。

(その他)

第10条 「青森県工事材料事前審査汎用品一覧表」の汎用品材料の選定に当たっては、毎年度、工事検査課が農林水産部及び県土整備部の関係課と協議して行うものとする。

附 則

この要領は、一部改定し平成30年4月1日から施行する。

青森県工事材料事前審査要領の運用

平成15年 2月19日制定
平成15年 5月 1日改正
平成16年 4月28日改正
平成24年 4月 1日改正
平成25年 4月 1日改正
平成29年 4月 1日改正

1. 要領第4条の申請書の様式及び提出部数等について

製造会社(工場)(以下、「申請者」という。)からの申請書添付資料は下記を原則とする。但し、下記以外の資料についても、工事検査課長から求められた場合は、提出するものとする。なお、添付資料は、兼用することが出来るものとする。

申請書添付資料

(1) 共通事項

青森県工事材料汎用品一覧表に掲載の各製品に一般・産業廃棄物、下水道汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した溶融スラグ等を使用する場合は、JISに規定している有害物質の溶出量と含有量の基準を満たしていることのほか溶融スラグ等の品質諸元を明らかにする資料を提出すること。

また、アスファルト混合物等に廃ガラスを使用する場合は、ロットごとに廃ガラスを均一に攪拌し、抽出したサンプルの溶出量試験、含有量試験を実施し「環境庁告示第46号」(土壤の汚染に係る環境基準)及び土壤汚染対策法の基準を満たしていることのほか廃ガラスの品質諸元を明らかにする資料を提出すること。

(2) 材料別添付資料

A コンクリート製品

1) 工業標準化法第19条により認証表示許可された製品を製造する工場の場合。

- ① 適合性認証書の写し(付属書、認証の継続を証明できる資料等を含む)
- ② 規格表等(形状図、規格表、配筋表、寸法許容差)
- ③ 規格寸法検査結果表―「規格等」毎に提出(1規格以上)
- ④ 曲げ試験検査結果表―「規格等」毎に提出(1規格以上)
- ⑤ 使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し

2) 工業標準化法第19条により認証表示許可された製品の製造が無い工場の場合。

- ① 規格表等(形状図、規格表、配筋表、寸法許容差)
- ② 品質管理基準(原材料管理、生コンクリート管理、工場組織図等)
- ③ 生コンクリート配合表(示方配合、現場配合)
- ④ 生コンクリート品質管理表(スランプ、空気量、圧縮強度)―申請直近の月
- ⑤ 規格寸法検査結果表―「規格等」毎に提出(1規格以上)
- ⑥ 曲げ試験検査結果表―「規格等」毎に提出(1規格以上)
- ⑦ 製造管理自主評価表
- ⑧ 使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し

B 石材類

- ① 試験成績表（書）（公的機関による試験）
- ② 岩石等採取計画認可書の写し

C アスファルト混合物

1. 国の事前審査制度により認定された混合物を製造する工場の場合。
（但し国の認定品に、県の汎用品一覧表に掲載されている材料が含まれている場合）
 - ① アスファルト混合物事前審査認定証の写し
 - ② 国の事前審査アスファルト混合物総括表の写し
 - ③ 青森県の工事材料事前審査アスファルト混合物総括表（様式—2）
 - ④ 使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し
2. その他の工場の場合
 - ① 骨材試験結果表
 - ② 歴青材料試験成績表
 - ③ アスファルト混合物配合表（実施配合、プラント配合、現場配合）
 - ④ 使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し

D 生コンクリート

- ① レディーミクストコンクリート配合報告書（配合計算書含む）
注）塩化物含有量の計算書を添付する。
全塩化物イオン量が 0.30 kg/m^3 を超える場合は、事前審査対象外である。
また、JIS A 5308の付属書B.2 a) によりアルカリシリカ反応抑制策をおこなっている場合はアルカリ総量計算書を添付する。
- ② 日本工業規格表示認証書の写し（認証の継続を証明できる資料等を含む）
- ③ 全国品質管理監査会議の統一基準に基づく監査合格書がある場合はその写し
- ④ 使用骨材採取に係る岩石等採取計画認可書の写し

附 則

この運用は、一部改定し平成29年4月1日から施行する。